

○三十一番(たきぐち学君)

環境施策について伺います。

東京都は、世界で最も環境負荷の少ない先進的な環境都市の実現に向け、カーボンマイナス東京十年プロジェクトを推進しています。

しかしながら、国に先駆けてスタートした排出権取引あるいは自然エネルギー利用促進のための太陽光発電設備設置促進など、CO₂削減対策を論じるとき、今あるエネルギー消費量を肯定した上での対策、つまり現在のエネルギー消費を前提としたプラスアルファの施策が目立ちます。エネルギー資源の多くを輸入に頼っている日本のエネルギー安全保障を考えたとき、既に存在しているのに使われずに放出されている未利用エネルギーや、蓄積したエネルギーを逃がさないという視点は、プラスアルファではなく、一昨年の洞爺湖サミットで日本から世界に発信した、もったいない精神を体現する日本にこそ必要とされる施策であり、取り組むべき分野と考えます。

未利用エネルギーについては、代表質問で今後の取り組みを伺いました。ここでは家庭部門におけるさらなる取り組みを求め、質問いたします。

二〇〇六年度における都内のCO₂排出量は、家庭部門で九〇年度比一〇・八%増加しています。給湯や冷暖房におけるエネルギー使用量が中心ですが、太陽光などの再生可能エネルギーや省エネ家電製品に対する投資に比べて、蓄積したエネルギーを逃がさない、つまり断熱に対する認識が不十分ではないでしょうか。

ヨーロッパでは、まずエネルギーの必要量を減らす、すなわち断熱強化。次に、石油などの化石燃料のかわりに持続可能な再生可能エネルギーを使う、すなわち再生可能エネルギー。そして最後に、化石燃料を効率よく使用する、すなわちエネルギー効率のよい家電製品、これによってCO₂排出ゼロ住宅を実現するのが最も効率のよいエネルギーサイクルという概念があるようです。

国立環境研究所の試算では、一九九〇年比CO₂排出一五%以上削減するためには、住宅分野では新築の一〇〇%、既存住宅の改修年一%を高断熱住宅とする必要があるとされています。再生可能エネルギーなど省エネの手段の効率をより高めるためにも、住宅の高断熱化が有効であると考えます。所見を伺います。

都は、東京都住宅マスタープランにおいて、次世代省エネ基準に適合した新築住宅の比率を二〇一五年までに六五%とする目標を掲げていますが、二〇〇五年で一四%にとどまっています。また、既存住宅については、次世代省エネ基準よりもハードルの低い、窓に二重サッシまたは複層ガラスを使用した住宅

の比率が、目標四〇%に対して二〇〇八年で一四%にすぎず、目標とする水準には遠く及びません。年間十から十五万戸の新築住宅もさることながら、六百八十万戸ある既存住宅の改修、リフォームを促進することは、地域経済への波及効果も期待されます。

国は住宅版エコポイントを始めますが、省エネ住宅の適合率を上げ、目標を達成するためには、東京都独自の支援策をさらに強化するべきと考えますが、所見を伺います。

ドイツでは二〇〇八年から、すべての新築住宅に年間のエネルギー消費量、CO₂の排出量の表示を義務づけるエネルギーパス制度が始まり、EU各国でも採用が進められようとしています。対象の住宅がどの程度のエネルギーを消費するか、その性能を数値で表示することによって、住宅の賃貸、売却時における住宅のランク資料として活用されています。

この制度のポイントはエネルギーの見える化にあります。日本でも商品、サービスのライフサイクルの過程で排出されたCO₂量を表示するカーボンフットプリント制度、直訳すると炭素の足跡制度導入に向けたモデル事業を開始しています。CO₂という見えないものを数字で見えるようにすることは、目標や達成度をよりわかりやすく、人々の行動を促します。

パス制度は、都民の行動を促すと同時に、住宅の資産価値を高めることにもなり、中古住宅市場の活性化にも寄与するものと考えます。

都では、条例改正により、ことし十月から、延べ床面積五千平米を超えるマンションに対して環境性能を示すラベル表示を義務づけましたが、より広範囲な住宅に住宅エネルギーパス制度導入の検討を始めるべきと考えますが、所見を伺います。

○都市整備局長（河島均君） 二点のご質問にお答えいたします。

まず、住宅の高断熱化などの省エネ対策についてでございます。

地球温暖化の防止に向け、二酸化炭素排出量の削減など環境負荷の低減を図るためには、住宅分野におきましても環境に対する負荷の小さい住まいづくりに取り組むことが必要であると認識しております。

都内の家庭部門におけるエネルギー消費を見ると、給湯及び冷暖房によるものが過半を占めておりまして、窓や壁などの断熱性能の向上を図ることに加えまして、省エネ性能にすぐれた給湯器やエアコンなどの高効率設備機器の導入を図ることが重要でございます。

さらに、太陽エネルギーを初めとした再生可能エネルギーの活用など、省エネ対策として多様な取り組みを推進することが必要であると考えております。

次に、省エネ住宅を促進するための都独自の支援策についてでございますが、

住宅の省エネ化に当たりましては、新築住宅に対する施策はもとより、都内に数多く存在する既存住宅の省エネリフォームなどを促進していくことが重要であると認識しております。

このため、都では、省エネリフォームに関して寄せられた優良事例や助成制度などを取りまとめたガイドブックを他の自治体に先駆けて作成し、都民や事業者へ情報発信するなど、独自の取り組みを行ってまいりました。

来年度は、新たに、希望する家庭に専門家を派遣し、住宅の省エネリフォームを技術的に支援し、既存住宅の省エネの動きを促進していきたいと考えております。

○環境局長（有留武司君） 住宅への環境性能表示制度の導入についてお答えいたします。

都内の住宅戸数は、その七割が集合住宅となっており、平成十七年から、購入者が環境に配慮した住宅を選択しやすいよう、一万平方メートルを超える大規模マンションを対象に、マンション環境性能表示制度を導入いたしました。

さらに、本年十月からは、改正環境確保条例に基づきまして、五千平方メートルを超えるマンションに対象を拡大し、あわせて二千平方メートル以上のマンションにも適用を可能にするなど、順次制度の拡大を進めてきております。

今後とも、この制度の活用を図り、住宅の環境性能表示の普及を進め、定着を図ってまいります。